京都市個人情報保護審査会答申第46号の概要

答申年月日	平成20年3月17日
請求内容	児童相談所職員の持つ私の個人情報、個人メモ
請 求 者	本人
所 管 課	保健福祉局児童福祉センター
所管課の決定	個人情報開示請求却下処分
所管課の主張	1 条例第14条第1項は、「何人も、実施機関に対し、公文書に記録された自己の個
	人情報の開示を請求することができる。」と規定し、また、条例第2条第5号では、
	公文書を「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記
	録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保
	有しているもの」と定義している。
	2 異議申立人の請求内容は、職員の持つ個人的な記録についての請求であり、条例
	第2条第5号にいう「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして,当該実施
	機関が保有している」実態を有している文書についての請求でないことは明らかで
	ある。
	3 したがって、条例第14条第1項に基づく個人情報開示請求の対象とはならない
	個人情報に対する請求であるため却下処分を行った。
異議申立人の	1「却下」の詳細を述べよ。存在か不存在か不明である。
主張	2 不登校裁判の際に実在か否かは不明であるが、個人メモで本人が陳述書として作
	成して,裁判に証拠として提出さている。京都市個人情報保護審査会答申について,
	個人メモから陳述書が作成されているとは理解不能である。
審査会の判断	1 異議申立人の請求内容は、特定職員が保有する個人的な記録についての請求であ
	り、条例第2条第5号にいう「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、
	当該実施機関が保有している」実態を有している文書についての請求でないことは
	明らかである。
	2 以上の点から、当審査会は、実施機関が行った本件処分について、不当であると
	は認められないと判断する。